

子ども家庭課

港区エンジョイ・ディナー事業の事業期間の再延長について

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的な影響が大きい低所得のひとり親家庭等に対し、親子が団らんして栄養バランスの取れた食事の機会を提供する港区エンジョイ・ディナー事業を令和3年1月29日（金）まで再延長します。

1 経緯

区は、ひとり親家庭等に対し、平日の夕食を提供する港区エンジョイ・ディナー事業を令和2年7月13日（月）から実施しています。

当初は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響からの生活再建に必要な期間として、約3か月（平日の60日間）が必要と考え、10月9日（金）までの事業期間としました。

その後もコロナ禍におけるひとり親家庭等の生活実態は依然厳しく、とりわけ食事に対する課題が明らかになったことから、直接的な食事支援を行っている本事業について、平日の53日間延長し、12月25日（金）まで延長を行いました。

この間、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は日々過去最高を更新し、社会経済情勢も更に厳しい状況が続いており、年末年始を迎える直前での本事業の終了は、事業を利用しているひとり親家庭の生活に大きな影響があることから、事業期間を令和3年1月29日（金）まで再延長します。

2 事業期間

令和2年7月13日（月）から令和3年1月29日（金）まで

（再延長期間：令和2年12月28日（月）から令和3年1月29日（金）まで
平日23日間）

3 事業概要

(1) 対象者

児童扶養手当受給者等とその子ども

(2) 提供内容

平日（月～金、祝日除く）の夕食を支援するため、弁当を提供します。

(3) 配布場所等

区立児童館等 午後5時から午後7時まで

子ども中高生プラザ等 午後5時から午後8時まで

※介護などで配布場所まで取りに来ることが困難な場合は自宅配送します。

4 年末年始の対応

(1) 児童館や子ども中高生プラザ等での通常配布

年内 令和2年12月25日（金）まで

年始 令和3年1月4日（月）から

(2) 年末の特別配布

①配布期間

令和2年12月28日（月）から12月31日（木）まで

②配布場所

区役所本庁舎1階ロビー

※介護などで配布場所まで取りに来ることが困難な家庭には、通常どおり自宅配送します。

③配布時間

12月28日（月） 午後5時から午後7時まで

12月29日（火）～ 午後4時から午後7時まで

31日（木）